

件名	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務課
関係課	
改正対象	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年松前町条例第14号)
根拠法令等	松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年松前町条例第28号) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
改正理由	一般職の職員との均衡を考慮して会計年度任用職員の期末手当を引き下げるため。 基本報酬又は給料が月額で定められている会計年度任用職員の給与の支給日を一般職の職員の給与の支給日に合わせるため。
改正の主な内容	期末手当の改定 …… 実施時期 令和3年6月支給期末手当から 期末手当 6月・12月ともに 130/100 → 127.5/100 給与の支給日 …… 給与の区分に応じて支給する月を定め、町長が規則で定める日に支給する
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	